二の二の二の二　ストーマ合併症加算の施設基準
ストーマ合併症を有する患者に対するストーマ処置を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の二の三　人工膵臓療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に人工膵臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(2)　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。
二の二の三の二　人工呼吸の注5に規定する対象患者
別表第十の三の二に掲げる患者
二の二の三の三　電気インピーダンス断層撮影に規定する対象患者
別表第十の三の三に掲げる患者
二の三　磁気による膀胱等刺激法の施設基準
磁気による膀胱等刺激法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の四　手術用顕微鏡加算の施設基準
当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
二の五　口腔粘膜処置の施設基準
(1)　当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。
三　歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤
四　一酸化窒素吸入療法（新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施するものに限る。）の施設基準
当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。
四の二　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等
(1)　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する施設基準
イ　当該療法を行うにつき必要な医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ハ　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ　心大血管疾患リハビリテーション料に係る届出を行っている病院であること。
(2)　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する患者
慢性心不全により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者
四の三　同種死体移植腎機械灌流保存の施設基準
同種死体移植腎に対する機械灌流による保存を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）の施設基準
(1)　当該療法を行うに当たり、必要な医師その他の従事者が一名以上配置されていること。
(2)　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(3)　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
第十二　手術
一　医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等及び第9号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第7号に規定する頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算の施設基準等
(1)　通則
緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）、皮膚移植術（死体）、自家脂肪注入、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）、静脈奇形硬化療法、四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨折観血的手術（緊急整復固定加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法、脛骨遠位骨切り術、骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なもの）に限る。）及び自家培養軟骨移植術に限る。）、人工骨頭挿入術（緊急挿入加算を算定する場合に限る。）、人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、腫瘍脊椎骨全摘術、緊急穿頭血腫除去術、機能的定位脳手術（てんかんの場合に限る。）、頭蓋内腫瘍摘出術（脳腫瘍覚醒下マッピング加算又は原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。）、内視鏡下脳腫瘍生検術、内視鏡下脳腫瘍摘出術、経皮的脳血栓回収術（脳血栓回収療法連携加算を算定する場合に限る。）、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術、脳刺激装置交換術、頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（七本以上の電極による場合に限る。）に限る。）、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術、舌下神経電気刺激装置植込術、眼瞼結膜腫瘍手術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、眼瞼結膜悪性腫瘍手術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、翼状片手術（弁の移植を要するもの）（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、結膜腫瘍摘出術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、角結膜悪性腫瘍切除術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、角膜移植術（内皮移植加算又は羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、培養ヒト角膜内皮細胞移植術、羊膜移植術、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）、緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術及び濾過胞再建術（needle法）の場合に限る。）、毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）、経皮的選択的眼動脈注入術、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、網膜再建術、植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、耳管用補綴材挿入術、経外耳道的内視鏡下鼓室形成術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器交換術、内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）、上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるものに限る。）、喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る。）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、顎関節人工関節全置換術、内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、